

平成31年(ワ)第107号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社西本ハウス

答 弁 書

平成31年4月17日

広島地方裁判所民事第2部合2イ係 御中

〒105-0003 東京都港区西新橋2-15-7

MSC西新橋ビル2階

ノーサイド法律事務所(送達場所)

被告訴訟代理人

弁護士 山 崎 健



同 田 村 吉



同 山 崎 雄



同 堀 池 典



同 成 嶋 悠



電 話 03-6257-1788

FAX 03-6800-1492

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 原告の請求を棄却する

2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否
追って準備書面を提出する。

第3 第1回口頭弁論期日について

御庁によって指定された平成31年4月22日(月)午後3時は、差し支えのため欠席致しますので、本書面を擬制陳述としていただきますようお願い致します。

なお、原告と被告は現在訴訟外にて協議をし、合意による紛争解決を双方が検討していることを、あわせてご報告致します。

付 属 書 類

1 訴訟委任状 1通

以上